

【日病薬のうごき】

調剤数の算定法について

昭和61年1月

薬剤業務委員会

委員長 町 島 啓

調剤数の算定法については、既に薬剤業務委員会の「調剤数基準の考え方」学術委員会の「剤数区分の検討」および日本薬剤師会調剤技術委員会の「処方調剤に関する調査」などによって、調剤数の考え方、算定法がまとめられている。

しかしながら現在全国的に統一された調剤数の算定はなされておらず、各施設によって、区々な算定法、例えば国立大学方式、国立病院方式或いは日赤方式などで算定されている。さらには同じ経営母体内においても区々な例も多い。そこで本年薬剤業務委員会は種々検討を重ね、昭和60年2月21日に調剤数算定基準案を作成し、それにもとづいて国公私立大学病院、国立病院、日赤病院および済生会病院の全国の病院を対象として、日病薬の調剤数算定基準(案)と各施設で現在行っている算定法によって算出した各施設の調剤数を調査した。

(調査結果)

1. 調査施設	発送数	回答数
国公私大病院	113	105
国立病院	100	94
日赤病院	97	82
済生会病院	66	45
	376	326 (86%)

2. 集計方法及び結果

2-1 個々の施設の薬剤師1人当りの調剤数を入院、外来及び合計それぞれについて日病薬案および各施設の算定法により算出し、比較した。大学病院では両者にほとんど差は認められないが、国立、日赤病院の数施設に、各施設の算定法による数値が、日病薬案による算定法の2倍の施設があった。

設があった。

2-2 経営体別(国・公・私立大学、国立、日赤および済生会)の6分類のそれぞれの薬剤師1人1日当りの剤数を2-1と同様に算出し比較した。国公立大学および済生会病院では、両者の差は殆どみられないが、私立大学1.15倍、国立病院1.32倍および日赤病院1.22倍の差がみられた。

2-3 日病薬案による算定法と各施設の算定法による薬剤師1人1日当りの調剤数に差(1.1倍以上)のあった85施設について、日病薬案の算定法による不都合と考えられる場合の算定法についての意見を求めたところ、20施設からの回答がありその多くは、仕事量(長期投与、錠付散剤などの考慮)が反映されていないことと、薬剤師定員の削減につながる恐れがあるとしていた。

3. まとめ

今回の調査結果から国立大学病院、公立大学病院、私立大学病院および済生会病院の多くは、日病薬案とはほぼ同じ算定数であり別段の支障はないものと考えられる。一方国立及び日赤病院では長期投与、錠付散剤などを2剤以上と計算している施設も多く、これらは定員削減の防止のための手段である。医療法の「調剤数80に薬剤師数1名」の省令が施行された昭和23年頃と、現在の病院薬局業務とはいちじるしい差があり、また、今回の調査の結果80を下廻っている施設の多くは大学病院であり、各施設間の調剤数の調査を行うための全国统一した調剤数の算定基準として日病薬案を使用しても差し支えないものとする。

〔別添資料〕

1. 調剤数算定基準(案)
2. アンケート調査表

3. 施設別薬剤師1人1日当り算定法別調剤数調

調 剤 数 算 定 基 準 (案)

昭和60年2月21日

(社) 日本病院薬剤師会
薬 剤 業 務 委 員 会

(1) 調剤数の考え方

調剤数とは、従来「処方せん1枚に医師が記載した処方の数である」とする考え方があった。しかし、調剤数は、調剤(数)という用語から考察しても、処方数とは考えにくい。処方数は、あくまで、医師が1処方をもって投与することが適当と認めた単位であり、調剤数は、薬剤師が服用回数、服用法などを検討したうえで、明確な用法を指示しうる単位とする方が正当であろう。

また、「調剤数80に薬剤師1名」という省令が施行された昭和23年頃は、散剤、水剤が主体の投薬であり、処方数と調剤数がほぼ一致しており、処方数をもって調剤数と考えて問題がなかったことから、処方数と調剤数の用語の定義、解釈が明確になされていなかったものと推察される。

しかし、現代においては、調剤の剤形も、散剤、水剤から錠剤、カプセル剤主体に変わってきて、散剤、水剤のように、2種以上の薬剤を混合し1調剤として一まとめにすることは困難である。したがって、処方の区切りとは関係なく、調剤技術上あるいは患者の服薬の正確を期する上でも、別個に調剤し薬袋を作成し用法を指示する必要がある。

調剤数は、あくまで調剤数であり、でき上がった調剤薬の数とする方が調剤の実態をより正確に反映するものと考えられる。

昭和55年、日病薬業事制度委員会の「調剤剤数算定調査」に際して、仮に「調剤数とは調剤の件数のことであって、できあがった調剤薬の数をいう」とした定義が、正当な定義であるとする。

以上のような考え方から、具体的な調剤数算定基準案を次のようにした。

(2) 調剤数算定基準案

調剤数は処方数に次に示す事項を加えた、調剤の件数とする。

1. 散剤・細粒剤・顆粒剤等

散剤、細粒剤、顆粒剤などは、服用回数、服用法などを薬袋等に明確に指示でき、調剤技術上1回に調剤可能な単位をもって調剤数とする。

註. 1) 配合不適であるため、別包とし別薬袋に入れ、別に用法指法を指示した場合は調剤数2以上となる。

2) 市販の分包された散剤、細粒剤などは、錠剤カプセル剤に準ずる。

2. 水剤・シロップ剤等

水剤・シロップ剤などの液剤も、服用回数、服用法を薬札等に明確に指示でき、1回に調剤可能な単位をもって調剤数1とする。

註1) 配合不適などにより、別の容器に入れ、別に用法を指示した場合は調剤数2以上となる。

3. 錠剤・カプセル剤等

1) 服用回数、服用法などを検討したうえで、同一薬袋に入れ、明確な用法指示しうる単位をもって調剤数1とする。

2) 色調、形状などからは区別しにくく、明確に用法を指示することが不可能な場合は別薬袋に入れ、別に用法を指示する。この場合調剤数2以上とする。

4. 錠剤付散剤などの内服剤

錠剤と散剤のように剤形の異なる併用薬があっても、1薬袋(用法紙)を用い明確に用法が指示できる場合は調剤数1とする。

5. 外用剤

外用剤は、量の多少にかかわらず1種類を調剤数1とする。

調 査 表

施設名 _____

(調査期間 4月15日～19日の5日間)

1. 調 剤 数

A) 貴院の調剤数 (件数)
算定法による

	処方せん	枚 数	調 剤 数 (件 数)
診療区分			
外 来		枚	件
入 院		(枚)	(件)

B) 日病薬の調剤数算定基準 (案)
の調剤数 (件数) 算定法による

	枚 数	調 剤 数 (件 数)
	枚	件
	(枚)	(件)

注: () 内には臨時と定時処方がある場合、定時について内数として再掲して下さい。

2. 入院処方せんの投与日数について (□内に印をつけて下さい)

2-1 定時処方せん

- 7 日分
 3～4日分 } が多い
 2～3日分
 そ の 他

2-2 臨時処方せん

- 7 日分
 4 日分 } が多い
 3 日分
 2 日分
 そ の 他

3. 貴薬剤部 (薬局) に勤務している薬剤師数は何名ですか (研修生は除く)

_____ 名

4. 調剤数の A, B に差がある場合、貴部 (局) の算定法をお知らせ下さい。

薬 剤 師 1 人 1 日 当 り 算 定 法 別 調 査 数 調

60. 7. 1.

経 営 母 体	病院固有の算定法による数			日病薬算定法による法			A/B
	入 院	外 来	計 (A)	入 院	外 来	計 (B)	
国立大学病院	18.9	40.9	59.8	18.8	39.5	58.3	1.03
公立大学病院	24.9	55.4	80.2	24.3	53.8	78.1	1.03
私立大学病院	15.9	62.2	78.1	16.8	51.3	68.1	1.15
小 計	18.0	53.6	71.6	18.4	47.2	69.6	1.03
国立病院	36.1	95.9	132.0	27.9	72.2	100.2	1.32
日本赤十字病院	25.8	104.8	130.6	23.9	82.8	106.7	1.22
済生会病院	25.6	67.7	93.3	25.9	62.9	88.7	1.05
合 計	22.7	70.3	93.1	21.3	58.5	79.8	1.17